

株式会社商工組合中央金庫について

平成29年11月

商工中金(株式会社商工組合中央金庫)の概要

1. 成り立ちと事業概要

1) 成り立ち

- ・昭和11年に、中小企業金融の円滑化を目的として、国と中小企業組合の共同出資により設立
- ・平成20年10月1日に株式会社化(政府も46.5%の株式を保有)。平成27年商工中金法改正により、完全民営化方針を維持しつつも、当分の間、政府が必要な株式を保有することとされた。

2) 事業概要

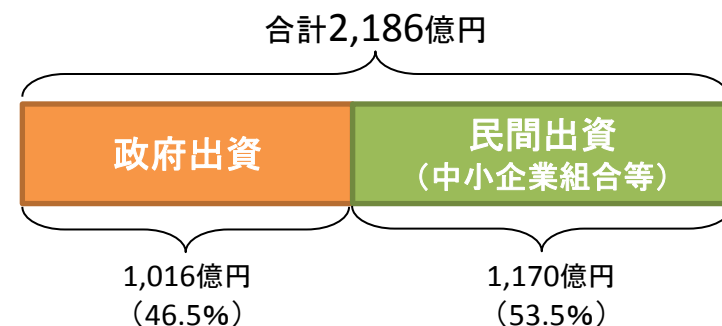
- ・中小企業組合及び組合員中小企業等に対し、総合金融サービスを提供する。
- ・フルバンク機能を有する金融機関として、設備資金、長期運転資金、手形割引等短期運転資金融資、債務保証、預金、為替、国際業務、経営コンサルティング等
- ・中小企業向け金融の経験を活かし、セーフティネット機能(危機対応業務)を実施

2. 組織・資金運用等

(平成29年3月31日現在)

根拠法	株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)
役職員数	3,886人
店舗数	104店舗(国内100店舗・海外4店舗)
資本金	資本金 2,186億円 うち政府保有分 1,016億円(46.5%) うち民間保有分 1,170億円(53.5%) (中小企業組合及びその組合員中小企業等(株主数25,402名))
貸出金	貸出金約9兆3,568億円(うち危機対応業務2兆6,700億円)
貸出取引先数	約7万8千先(中小企業組合及びその組合員中小企業等)
格付け	商工中金の債権の格付け Moody's A1

● 資本金構成(平成29年3月期)



商工中金（株式会社商工組合中央金庫）の組織・役員体制

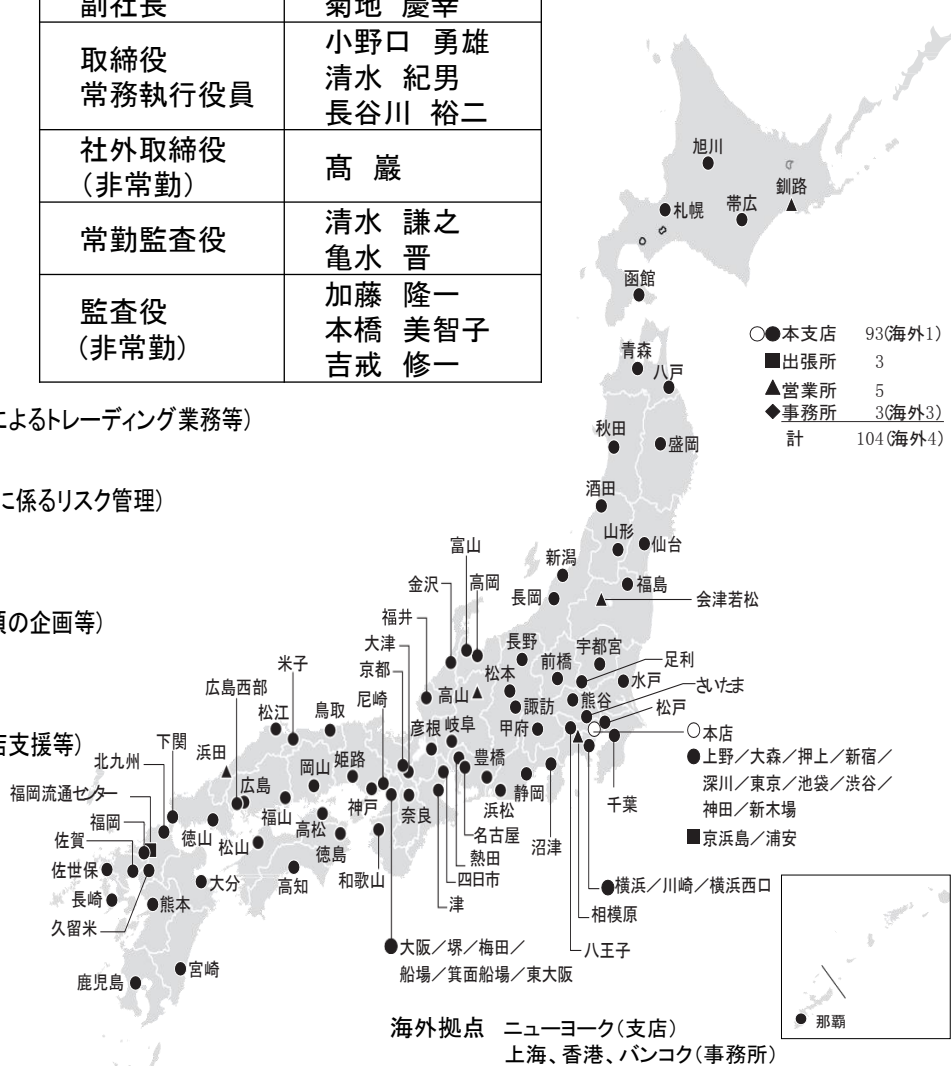
【組織の概要】

【役員体制】

【店舗の分布】



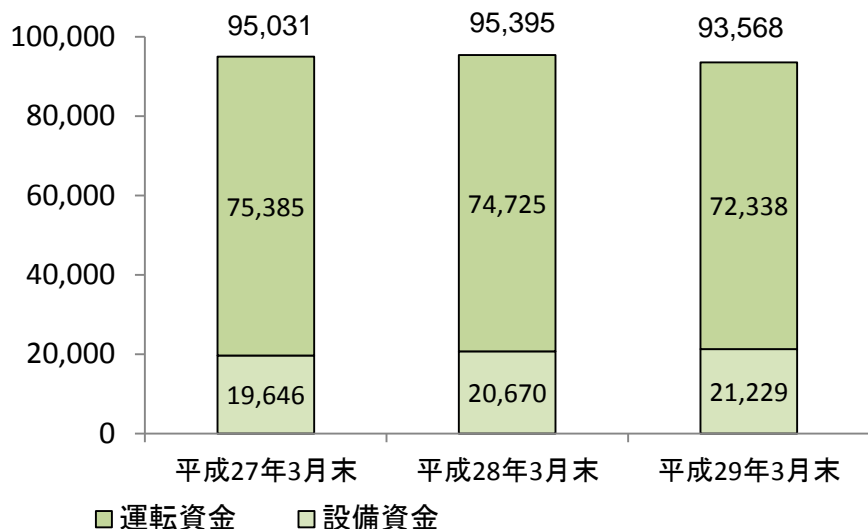
代表取締役社長	安達 健祐
代表取締役副社長	稲垣 光隆 菊地 慶幸
取締役常務執行役員	小野口 勇雄 清水 紀男 長谷川 裕二
社外取締役 (非常勤)	高 巖
常勤監査役	清水 謙之 亀水 晋
監査役 (非常勤)	加藤 隆一 本橋 美智子 吉戒 修一



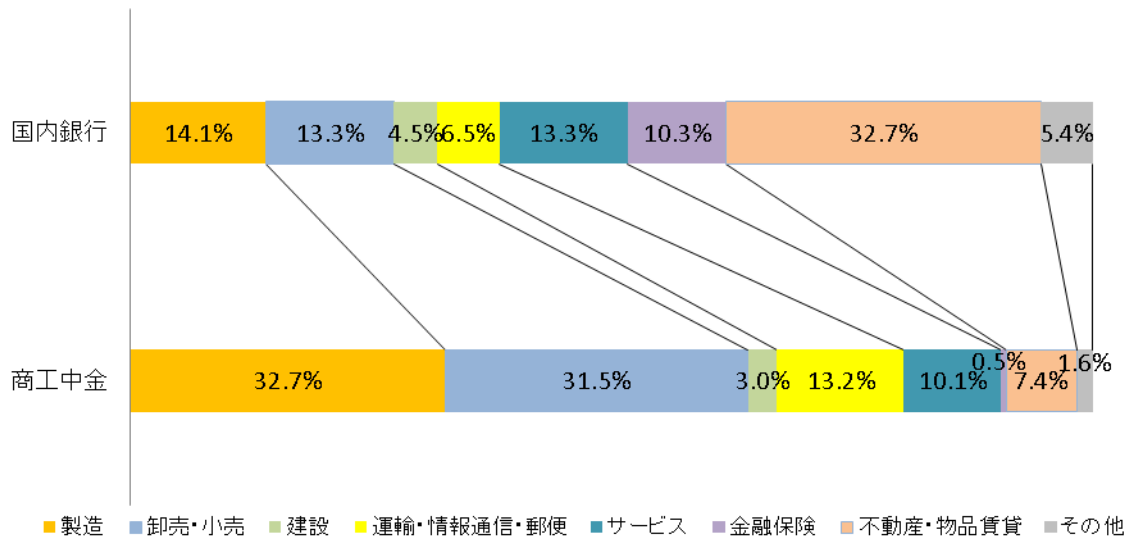
財務状況の概要①（貸出金の状況）

- 貸出金残高は9.3兆円。国内銀行と比べると、製造業や卸売・小売業に対する貸出金の比率が高い。
- 全国の店舗を活用して、地域の経済規模に沿った貸出を実施。

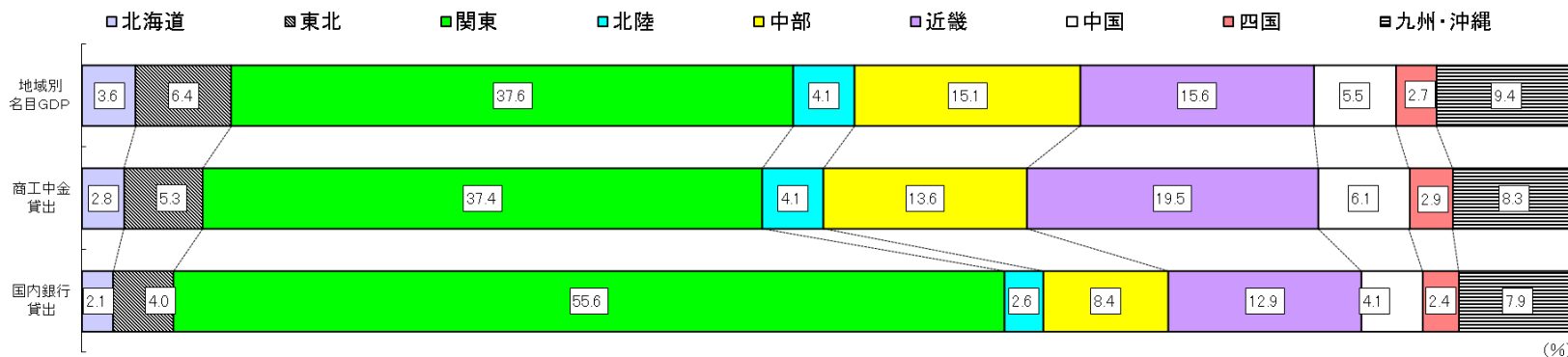
○貸出金残高推移（単位：億円）



○貸出金業種別内訳（単位：億円）



○地域別名目GDPと商工中金の地域別貸出残高構成比比較



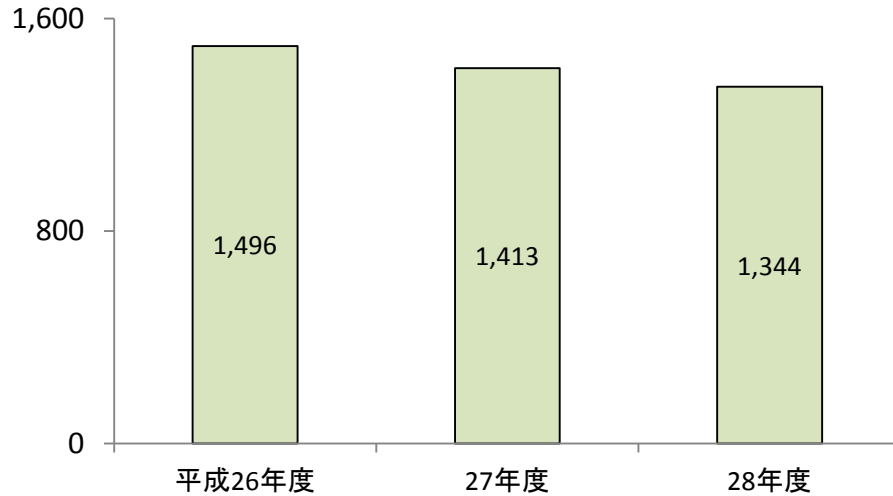
(注) 地域別名目GDPは平成25年度、商工中金貸出および国内銀行貸出は平成29年3月末時点。
 (資料) 内閣府「県民経済計算」、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

(%)

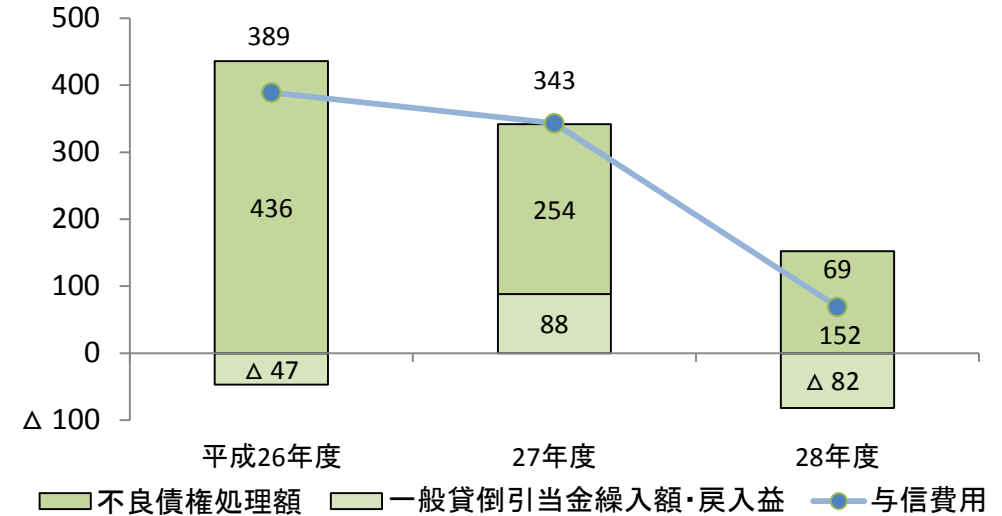
財務状況の概要② (収支の状況)

- 平成28年度の業務粗利益は、資金利益が減少したことなどから前期比69億円減少し、1,344億円となった。
- 一方で、与信費用の減少などから、当期純利益は198億円増加し、313億円となった。

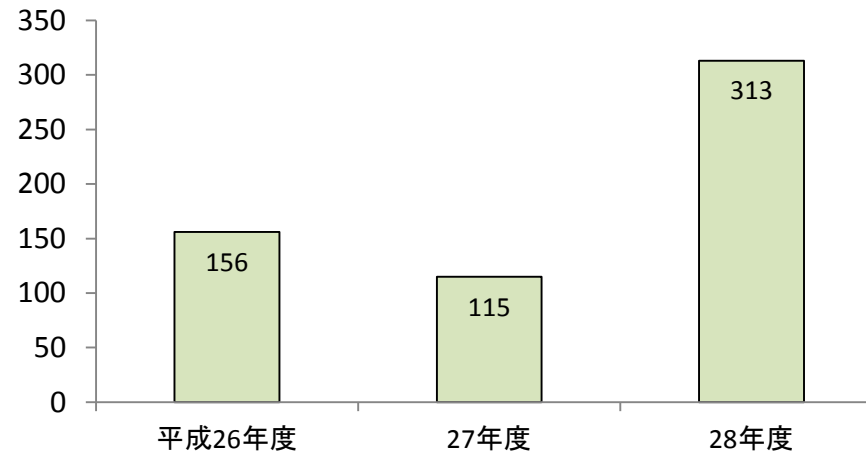
○業務粗利益 (単位：億円)



○与信費用 (単位：億円)



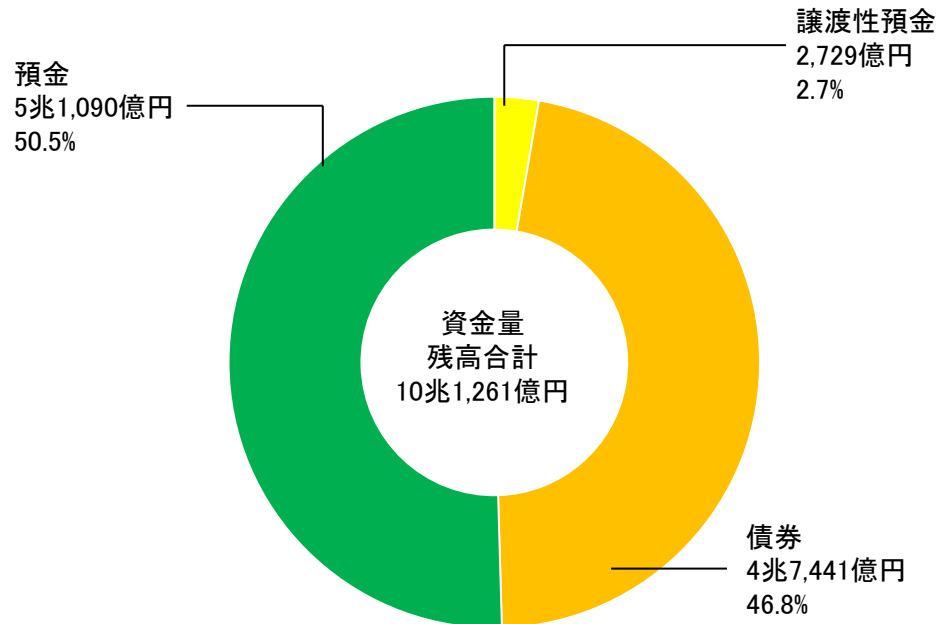
○当期純利益 (単位：億円)



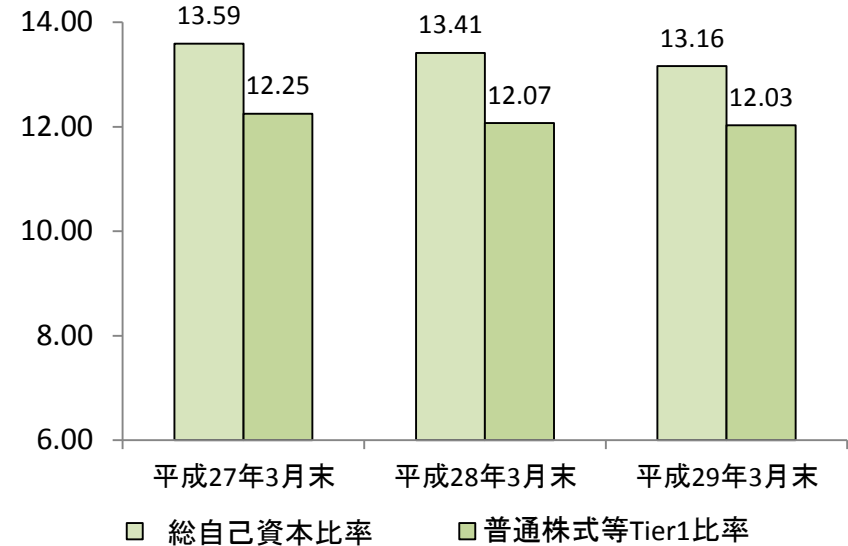
財務状況の概要③ (資金調達・自己資本の状況)

- 募集債による効率的な調達に加えて、個人・法人預金を主体として資金調達の基盤拡充に注力。

○資金調達の内訳 (平成29年3月31日現在)



○自己資本比率の推移 (単位: %)

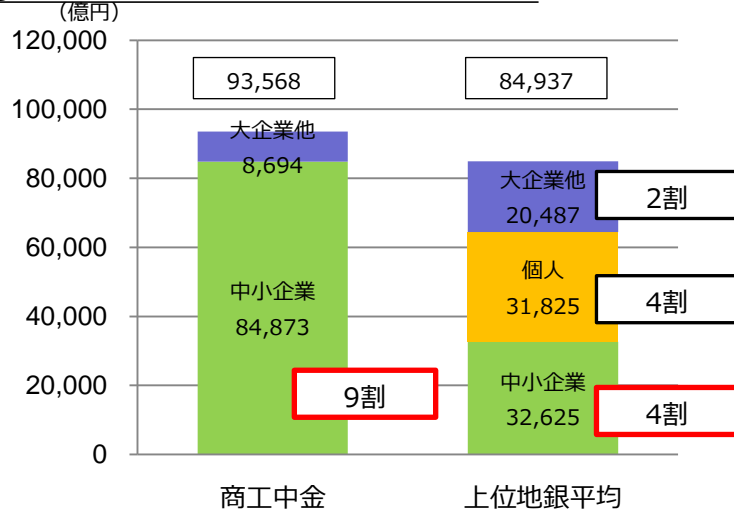


	平成27年3月末	28年3月末	29年3月末
総自己資本	9,700	9,805	9,964
普通株式等Tier1	8,743	8,820	9,110
うち民間保有株式	1,170	1,170	1,170
うち政府保有株式	1,016	1,016	1,016
うち危機対応準備金	1,500	1,500	1,500
うち特別準備金	4,008	4,008	4,008
うち利益剰余金	1,119	1,189	1,457

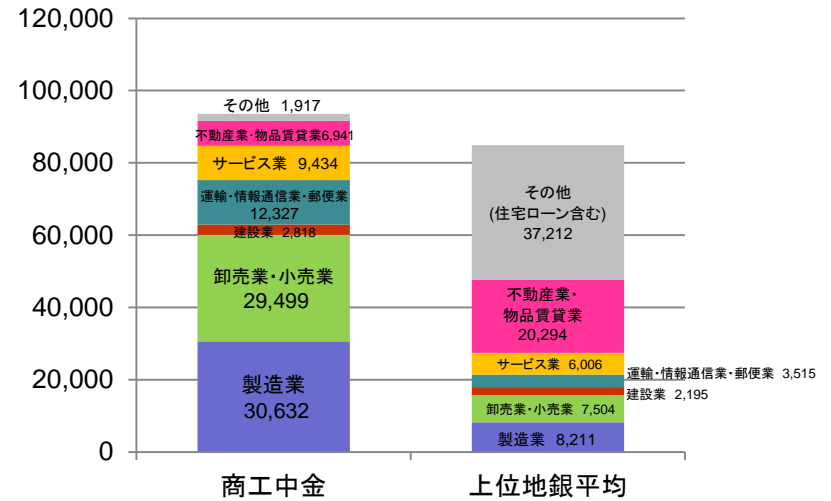
商工中金と地銀の財務状況等の比較

(注) 地銀のうち資金量が上位の5行（横浜銀行、千葉銀行、福岡銀行、静岡銀行、常陽銀行）の平均との比較

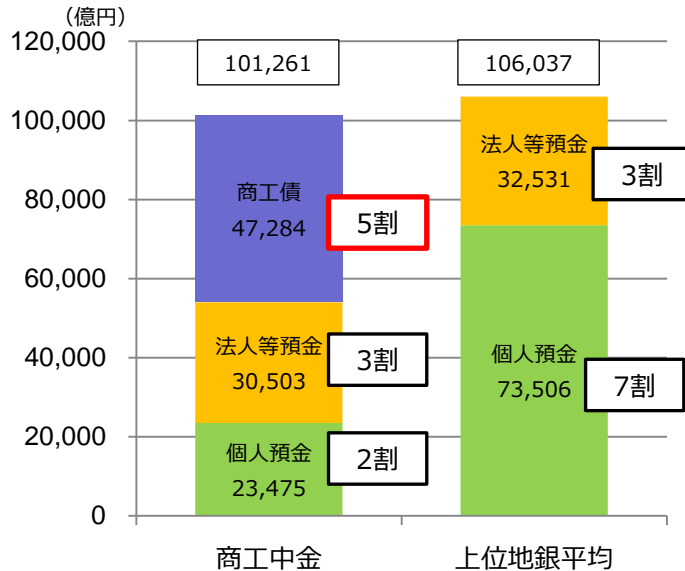
① 企業規模別に見た貸出金（28年度）



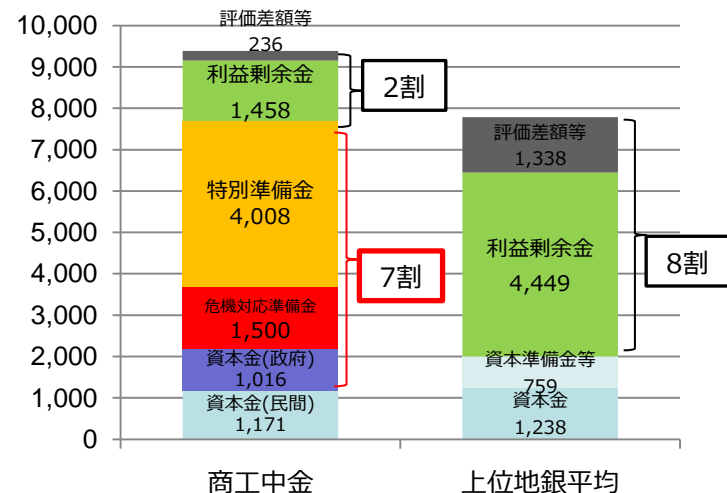
② 業種別に見た貸出金（28年度）



③ 資金調達構造（28年度）



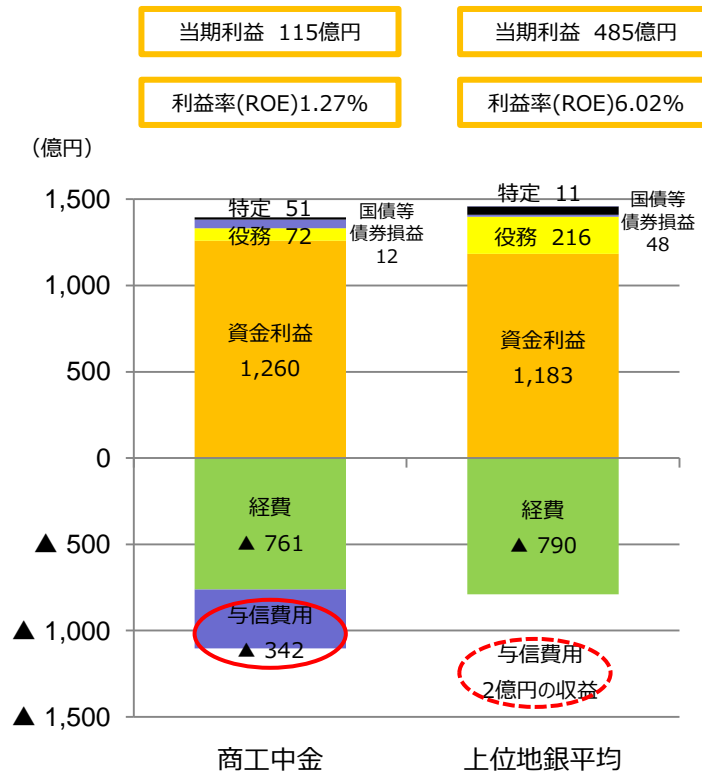
④ 純資産の構造（28年度）



商工中金と地銀の財務状況等の比較

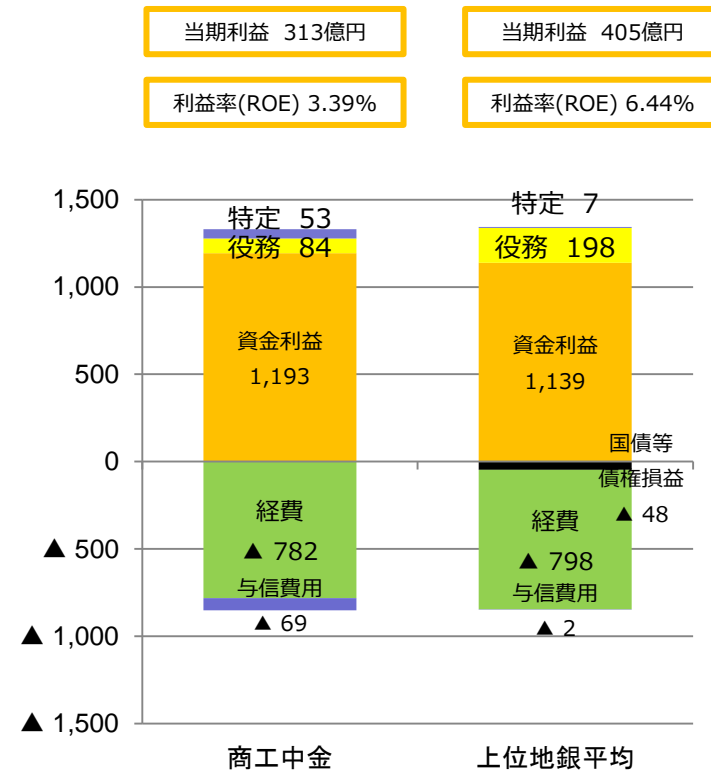
(注) 商工中金と資産規模が同程度の地銀5行（横浜銀行、千葉銀行、福岡銀行、静岡銀行、常陽銀行）の平均との比較

④-1収支構造（27年度）



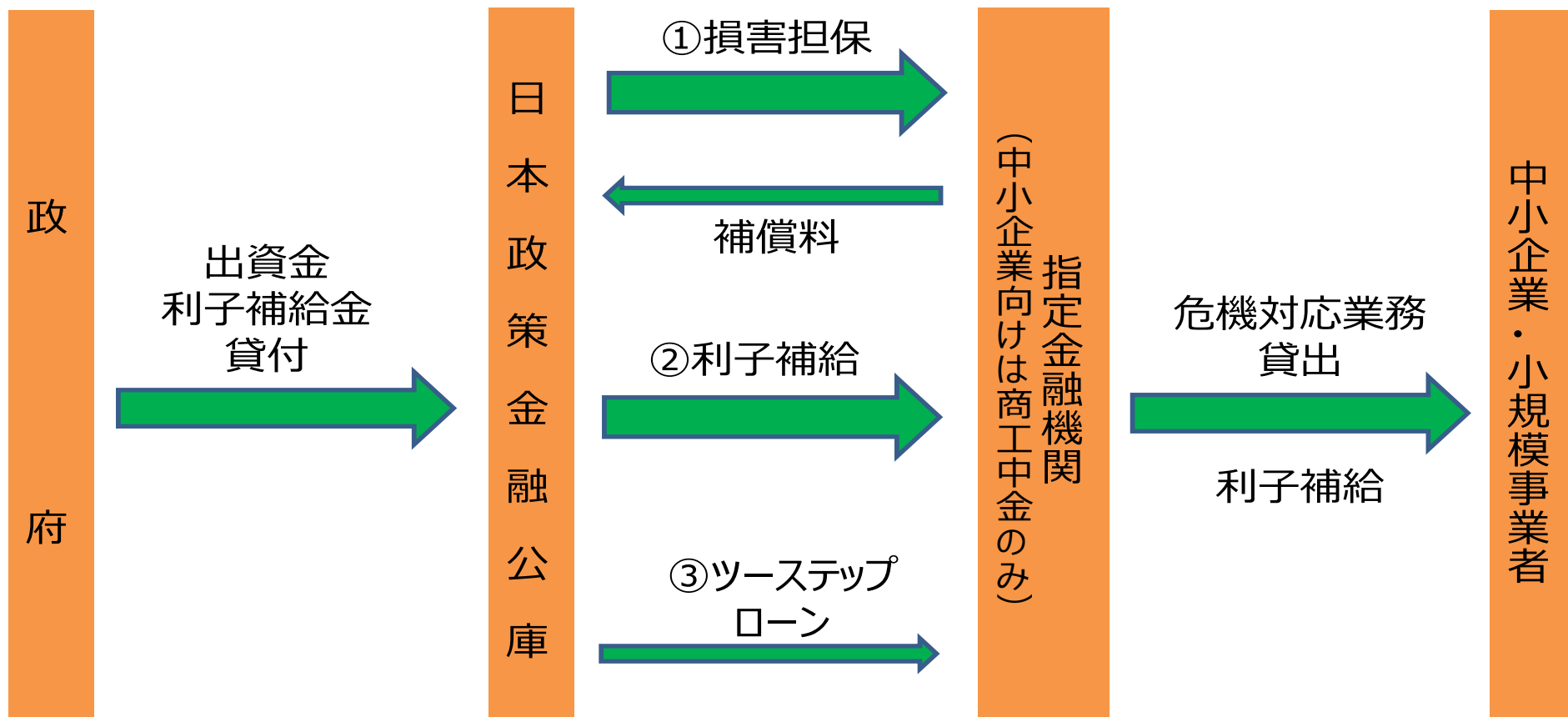
注) 横浜銀行を除く。

④-2収支構造（28年度）



注) 横浜銀行については、同行を含むグループのコンソリディアFGの値を使用。

危機対応円滑化業務のスキーム



現在認定されている危機事案	適用日
東日本大震災	平成23年3月12日
デフレ脱却等	平成26年2月24日
平成28年熊本地震による災害	平成28年4月15日
平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(北海道・岩手)	平成28年9月1日
平成28年鳥取県中部地震による災害	平成28年10月24日
平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	平成28年12月22日
平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(福岡・大分・秋田)	平成29年7月6日
平成29年台風第18号に係る災害(大分)	平成29年9月19日
平成29年台風第21号に係る災害(三重・和歌山・京都)	平成29年10月26日

危機対応業務の根拠(株式会社日本政策金融公庫法)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 特定資金 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金であって政令で定めるものをいう。

五 危機対応業務 特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け(以下「特定資金の貸付け等」という。)のうち、公庫からの信用の供与を受けて行うものをいう。

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一～六 (略)

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常 conditions により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

第二十二条 主務大臣は、第十一条第二項の規定による認定を行うときは、当該認定の対象となるべき指定金融機関の危機対応業務及び公庫の危機対応円滑化業務について、対象とすべき事案、実施期間その他これらの業務の実施に関して必要な事項として主務省令で定める事項を定めなければならない。

商工中金危機対応業務の実績①

○ 事案毎の実績 <平成20年10月～平成29年3月>

	件数	金額
国際金融関連(リーマン・ショック)	72,939件	4兆7,924億円
東日本大震災関連	38,497件	2兆2,080億円
円高等関連	45,771件	2兆3,635億円
原材料高・デフレ関連	63,251件	3兆104億円
その他	1,147件	564億円
合計	221,605件	12兆4,307億円

商工中金危機対応業務の実績②

< 融資実績(ストック) >

	危機対応業務 額(円)	プロパー 額(円)
平成19年度		9兆1,149億
平成20年度	3,846 億	8兆7,766億
平成21年度	2兆3,015億	7兆1,541億
平成22年度	3兆3,447億	6兆1,755億
平成23年度	3兆9,510億	5兆6,759億
平成24年度	4兆1,527億	5兆3,963億
平成25年度	4兆249億	5兆4,635億
平成26年度	3兆6,865億	5兆8,166億
平成27年度	3兆3,829億	6兆1,566億
平成28年度	2兆6,700億	6兆6,868億

< 融資実績(フロー) >

	融資額全体(フロー) (円)		
		1年超の 融資額(円)	危機対応業務 ※大半が1年超の貸付(円)
平成19年度	14兆4,163億	2兆511億	
平成20年度	15兆6,820億	2兆5,355億	3,864億
平成21年度	14兆1,826億	2兆7,406億	2兆3,279億
平成22年度	12兆9,432億	2兆5,787億	2兆1,112億
平成23年度	12兆0,083億	2兆5,210億	1兆7,782億
平成24年度	11兆6,377億	2兆3,439億	1兆5,297億
平成25年度	11兆6,981億	2兆5,897億	1兆4,333億
平成26年度	11兆6,699億	2兆7,638億	1兆2,385億
平成27年度	11兆4,416億	2兆7,263億	1兆775億
平成28年度	11兆5,176億	2兆7,901億	5,479億

※平成28年度実績2兆6,700億円のうち、経営環境変化対応資金(円高等、原材料高・デフレ等)の実績は2兆3,163億円。

※平成28年度実績5,479億円のうち、経営環境変化対応資金(円高等、原材料高・デフレ等)の実績は5,035億円。

商工中金危機対応業務関連予算額

○ 危機対応業務(中小企業向け)予算額(注1)

(億円)

	予算額					
	当初予算	補正①	補正②	補正③	補正④	
平成20年度	264	5	-	259	-	-
平成21年度	1,312	13	816 (注2)	483	-	-
平成22年度	112	16	96	-	-	-
平成23年度	2,523	12	336	-	955	1,220
平成24年度	930	153	777	-	-	-
平成25年度	382	248	135	-	-	-
平成26年度	269	20	249	-	-	-
平成27年度	11	11	-	-	-	-
平成28年度	128	10	10 (注3)	108	-	-
平成29年度	10	10	-	-	-	-
合計	5,941					

(注1) 当初予算は公庫への補給金(復興特会は出資金)、予備費・補正予算は公庫への出資金として措置。予算(出資金)は次年度以降の危機対応業務にも有効活用される。

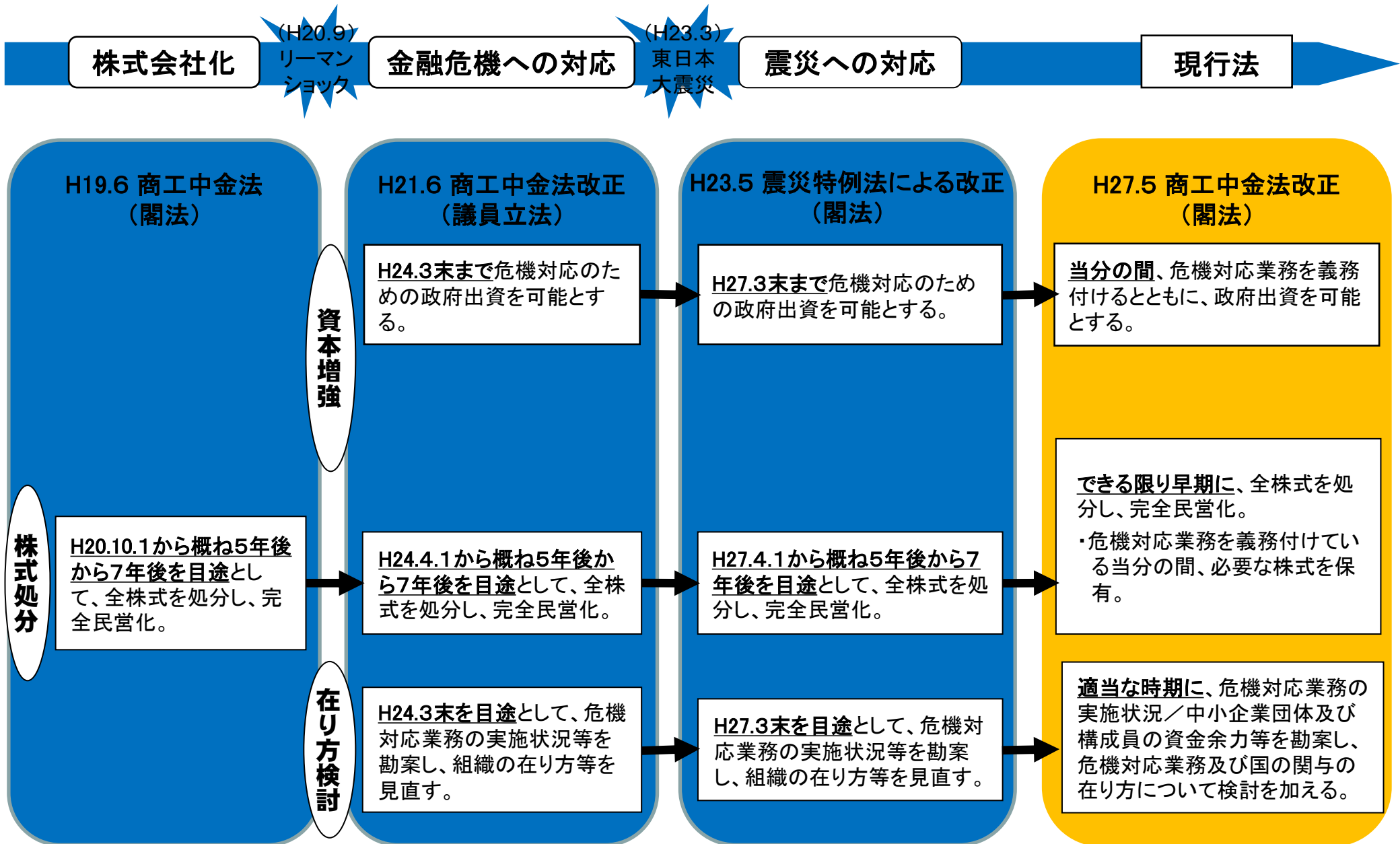
(注2) このほか商工中金への危機対応準備金1,500億円を別途計上している。

(注3) 平成28年度の補正①は熊本予備費。

商工中金の民営化をめぐる議論

- 平成18年の政策金融改革の際に、将来の完全民営化の方針を決定（その際、政府出資4,000億円のうち、3,000億円分を特別準備金に変換）。平成20年に株式会社化し、5～7年後目処で政府出資株式を全て処分する方針。
- その後、リーマンショック時・東日本大震災時に、政府出資株式の処分期限の起算点を2度延長（平成20年10月1日→平成24年4月1日→平成27年4月1日）。
- 平成27年改正では、危機対応業務の重要性と現時点では民間金融機関の指定がないことに鑑み、将来的な完全民営化の方針は堅持しつつ、商工中金に「当分の間」危機対応業務を実施する法律上の責務を課すとともに、「当分の間」政府出資株式を保有することを規定。

商工中金の法改正の概要



株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）関係規定

（目的）

第一条 株式会社商工組合中央金庫（以下本則において「商工組合中央金庫」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

附 則

（この法律の廃止その他の必要な措置）

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）について、株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。

2 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（危機対応業務の実施の責務）

第二条の二 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有する。

（株式の政府保有）

第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。附則第二条の六第一項において同じ。）に係る制度の運用の状況、同項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。